

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成19年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

鳥取県の認知度、好感度を高める情報発信の企画及び実施業務

### (2) 業務の区分及び内容

次のア及びイの業務の区分について、それぞれ受託者の選定を行う。なお、受託者の選定のための評価に当たっては、ア及びイの業務の区分のすべてに参加した者についても、それぞれの業務の区分ごとに評価を行うものとする。

ア 雑誌媒体等を中心とした広報宣伝業務（以下「募集Ⅰ」という。）

#### (ア) 業務の目的

全国又は首都圏で発行される雑誌媒体又は映像媒体等を活用し、鳥取県の認知度、好感度を高める。

#### (イ) 業務の内容

- a 媒体の選択及び出版事業者、放送事業者等との交渉
- b 取材、版下の作成、その他の掲載又は放映に関する一連の業務

(ウ) 委託額 1,500万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

#### (エ) 業務の仕様

6の(2)により交付するプロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）に示すところによる。

イ 新聞媒体を中心とした広報宣伝業務（以下「募集Ⅱ」という。）

#### (ア) 業務の目的

中京（名古屋）地域において、新聞媒体を中心とした情報発信を行うことにより、鳥取県の認知度、好感度を高める。

#### (イ) 業務の内容

- a 媒体の選択及び新聞社等との掲載交渉
- b 取材、版下の作成、掲載等に関する一連の業務

(ウ) 委託額 600万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

#### (エ) 業務の仕様

参加要領に示すところによる。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成20年3月25日まで

## 2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19年5月18日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成19年5月18日（金）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の企画提案書の提出の日までの間に、平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務のイベント・広告・企画に係るものを有していること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年5月24日（木）までに6の(6)の場所に提出すること。

(5) 平成17年度以降において、同程度の広報宣伝業務に関し実施の実績のある者であること。

### 3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者は、参加表明書を提出した者のうちから、鳥取県企画部とっとりイメージ創出室で、2の資格を審査して決定する。

### 4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取県の認知度、好感度を高める情報発信の企画及び実施業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、次の評価項目について、評価委員会の各委員による採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とする。

(1) 企画内容

(2) 遂行能力

(3) 経費の適正さ及び媒体の信頼度

### 5 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、4により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。また、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、得点の高い順に上位4者を優秀提案者として選定する。ただし、評価委員会の評価結果によっては、選定する者の数を減じ、又は選定しないことがある。

### 6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部とっとりイメージ創出室

電話番号 0857-26-7097

ファクシミリ 0857-26-7127

電子メールアドレス tottoriimage@pref.tottori.jp

(2) 参加要領の交付

平成19年5月18日（金）から同月31日（木）午後5時までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/image>) から入手するものとする。

(3) 参加表明書の提出

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書を作成し、平成19年5月31日（木）午後5時までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書の提出者として選定された者は、参加要領に基づき企画提案書を作成し、平成19年6月11日（月）午後5時までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。なお、企画提案書に添付する書類のうち、電子メールによる提出ができないものについては、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

(5) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、平成19年5月31日（木）午後5時までに(1)の電子メールアドレスに提出すること。

(6) 入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話0857-26-7431, 7432又は7433

7 契約の締結

募集Ⅰ及び募集Ⅱのそれぞれについて、5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。  
契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

8 参加報酬等

この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。ただし、最優秀提案者及び優秀提案者には、参加報酬として、募集Ⅰにあつてはそれぞれ2万円、募集Ⅱにあつてはそれぞれ1万円を支払う。

9 その他

詳細は、参加要領による。